

第35回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年4月28日（火） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場二階大会議室

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 0 名・欠席 13 名				
×	×	1 番 藤原 健祐	○	6 番 佐藤 良一	×	刈谷 哲二	×	邑田 昌平	×	横畠 増吉
×	×	2 番 植田 正和	○	7 番 横畠 悦子	×	田村 克郎	×	眞辺 忠志	×	織田 敦全
○	○	3 番 森田 有紀	○	8 番 武石 悦雄	×	田村 宮幸	×	澤村 重隆	×	北添 秀紀
○	○	4 番 氏原 延	○	9 番 北添 正男	×	森 正彦	×	山口 修二		
○		5 番 田村 公史			×	野村 隆博	×	伊藤 洋章		

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同	第 2 議事録署名委員選任	
	同	第 3 報	告
	同	第 4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 4 号議案 非農地証明願に関する件

第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 その他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第35回農業委員会定例総会を開会します。

本日は新型コロナウイルスによる全国への緊急事態宣言に基づく町の方針として、10人以上が集まる会を行わないことになっていることから、農地利用最適化推進委員の皆さんは召集していません。

また、1番 藤原 健祐 委員と 2番 植田 正和 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番 氏原 延 委員と 5番 田村 公史 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

報告に先立ちまして、議案書の訂正をお願いします。第1号議案と第3号議案で、「譲受人」となるべきところが「譲渡人」となっておりましたので、訂正をお願いします。

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1、本月中の会議と主たる処理事項につきましては、先ほど会長からも話がありましたように新型コロナウイルスの感染予防の観点から、当初開催予定でした会議等が中止になったことなどから、本日の定例総会しか開催されていません。

なお、前回の総会で発令された人事異動ではありますが、事務局の方では4月1日より吉野と田村に代わり、私、森田と前田が着任しております。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等ありませんので、これで報告を終わります。続きまして、農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、説明します。

1番は譲渡人が丙の[]さん、譲受人が甲の[]さん。土地は字曾我ノ内[]、地目は田で、面積は3,044㎡。譲渡理由は売買です。

2番は譲渡人が加茂の[]さん、譲受人が甲の[]さん。土地は字柿ノ木田[]、地目は田で、面積は377㎡。譲渡理由は売買です。

申請のあった2人の譲受人とも下限面積はみたしており、2番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

確認委員である刈谷推進委員に代わり、1番について報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]より東に200m行った、[]の北側にあります。譲受人は田畑ではお茶・水稻を耕作しており、農機具等も所有し、譲渡を受ける土地については水稻を栽培すること、世帯の経営状況も問題ありません、地域との調和要件についても問題ありません。

事務局（前田主任）

続きまして、2番について確認委員である田村宮幸推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]から東へ１００ｍ行った、町道南側の土地が申請地です。譲受人は主に芋を栽培する兼業農家で、申請地で芋を耕作する予定とのことです。農機具類も所有しまた、世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は全て申請のとおり決定しました。続きまして第2号議案農地法第4条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、説明します。

申請者は[]。土地は本郷字宮ヶ坪[]他1筆で、地目は田1筆・畑1筆の合計2筆、面積

は合計で467㎡。転用の目的は■■■■の建築です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

8番佐藤委員

申請地は本郷耕の■■■部落にあり、■■■■から南に30m位の所で、県道の南側が申請地です。現在は1枚目は水稻後で、2枚目は畑で野菜を栽培しています。また、畑の一部には小さいブロック作りの小屋があります。北側は県道で、東側は町道、南側は水路を挟み町道、西側は里道を挟み田んぼです。隣地の承諾ももらっており、問題ありません。排水や進入路についても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は全て申請のとおり決定しました。続きまして第3号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、説明します。

１番は譲渡人が甲の[]さん、譲受人が高知市の[]。申請地は字五反田[]、地目は田で、面積は１，５６３㎡。転用目的は[]の設置で、代理人が行政書士の曾根寧之さんです。

２番は譲渡人が大阪府の[]さんと甲の[]さん、譲受人が加茂の[]。申請地は字五反田[]他５筆で、地目は全て田、面積は合計で１，１４２．５４㎡。転用目的は[]で、代理人が行政書士の田中勇さんです。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

確認委員である藤原委員に代わり、１番について報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]より北へ９００ｍ入ったところにあります。東側は農地、西側も農地、南側も農地、北側も農地です。関係者の承諾も頂いております。また、排水設備等にも問題なく、土地への進入路も確保でき、何も問題ありません。

続きまして、２番についても報告させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]より北へ８００ｍくらいのところにあります。東側は町道、西側は農地、南側は町道、北側は農地と宅地で、関係の内は全て譲渡人の農地で承諾はいりません。排水や進入路等についても何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第4号議案非農地証明願に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案について説明します。

申請者は京都府の■■■■■さん。申請地は字福良■■■■■で、登記地目は田、面積は218㎡
申請の理由は20年以上前から家が建っていて、農地ではないためです。行政書士の田中勇さんが代理人
となっています。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

確認委員である田村宮幸推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は20年以上前から家が建っています。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第5項に
該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第５号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第５号議案について説明します。

７７番は利用権を設定する者がいの町の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が東組の農●■■■■。利用権を設定する土地は東組字東イシガミ■■■■他１筆、地目は２筆とも田で、面積は合計で９１２㎡。令和２年５月１日から７年４月３０日までの５年間の使用貸借権の新規設定です。

７８番は利用権を設定する者が中組の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が東組の■■■■。利用権を設定する土地は中組字ヤブノ下■■■■他３筆、地目は４筆とも田で、面積は合計で３，８０１㎡。令和２年５月１日から令和７年４月３０日までの５年間の使用貸借権の新規設定です

７９番は利用権の設定をする者が越知町の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が西組の■■■■

■さん。利用権を設定する土地は本郷字桃ヶ瀬■、地目は田で、面積は2, 135㎡。令和2年5月1日から令和5年4月30日までの3年間の賃貸借権の新規設定です。

80番は利用権の設定をする者が中組の■さん、利用権の設定を受ける者が西組の■さん。利用権を設定する土地は中組字寺川■、地目は田で、面積は449㎡。令和2年6月1日から令和5年3月31日までの2年10ヶ月の賃貸借権の再設定です。

81番は利用権の設定をする者が乙の■さん、利用権の設定を受ける者がムロハラの■さん。利用権を設定する土地は西組字岩佐ノ前■他2筆で、地目は2筆とも田、面積は合計で5, 409㎡。令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

82番は利用権の設定をする者が乙の■さん、利用権の設定を受ける者が乙の■さん。利用権を設定する土地は字清院田■他4筆で、地目は4筆とも田、面積は合計で8, 692㎡。令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

83番は利用権の設定をする者が東組の■さん、利用権の設定を受ける者が乙の■さん。利用権を設定する土地は東組字時広■で、地目は田、面積は2, 744㎡。令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

84番は利用権の設定をする者が高知市の■さん、利用権の設定を受ける者が永野の■さん。利用権を設定する土地は東組字神母■で、地目は田、面積は2, 957㎡。令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間の賃貸借権の再設定です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

確認委員である真辺推進委員に代わり、７７番について報告書を代読させていただきます。

申請地は[]ら町道を[]方面に２００ｍ足らず進んだ、[]の南側、[]氏宅の北側です。現在は水田として利用されています。借受人は[]として活動し、農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、問題ありません。

事務局（前田主任）

続きまして、７８番につきまして確認委員である邑田推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は[]部落にあり、町道より北に２００ｍ行った左側の土地が申請地です。現在は水稻を耕作しております。経営は水稻の専業農家で、農機具等も所有し、経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

８番佐藤委員

７９番について報告します。申請地は本郷耕の[]集落にあり、[]を南に渡り、管理道を西に４００ｍくらい行ったところに三叉路があります。その三叉路から南に３０ｍ行ったところが申請地です。現在は水稻後の状態です。借受人は[]さんで、機械等も揃えており、地域との調和要件も十分に満たしており、経営状況も問題ありません。

事務局（前田主任）

８０番につきまして、確認委員である邑田に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、町道より西に５０ｍ行った右側の土地が申請地です。現在は水稻を耕作しております。借受人の経営は水稻の専業農家で、農機具等も所有し、経営状況も問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

事務局（森田事務局長）

８１番につきまして、確認委員である野村推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落の南西約１５０ｍ、■■■■沿いにある水田です。水稻を耕作する予定とのことで耕耘されています。借受人は水稻を耕作する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

事務局（前田主任）

８２番につきまして、確認委員である田村克郎推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落にあり、基盤整備された水田の西の端に１ヶ所、南東の端に２ヶ所、■■■■・■■■■合流の東側に２ヶ所あります。現在の状況は５筆とも田です。借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定です。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

事務局（森田事務局長）

８３番につきまして、確認委員である眞辺推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■号線、■■■■の信号を東に進み、■■■■を渡り、約１７０ｍ進んだ場所の右側の■■■■氏宅手前を右折し、約３０ｍ進んだ右側です。現在は水田として利用されています。借受人は農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており問題ありません。

続きまして、８４番について報告します。

申請地は■■■■に架かる■■■■の下流約２０ｍの右岸です。現在は水田として利用されています。借受人は農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。
その他について、何かありませんか。

事務局（森田事務局長）

例年、この4月の総会で今年一年の活動計画案や、農業者年金の加入推進計画案を検討していましたが新型コロナウイルスの感染予防対策で、会議の開催時間の短縮も言われていますので、次回の総会の時に話し合いたいと思います。

議長（北添会長）

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第35回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は5月27日、水曜日、午後1時30分から佐川町役場大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
